

提出はお済ですか？

消防署への届出

使用開始届出書

消防用設備点検報告書

ご不明な点は石垣市消防本部
予防課0980-82-4047へ！

電子申請でも申
請できます！



～条例でも定められています～

使用開始の届出対象：新たにお店等を営業される場合
や、事業主・事業形態が変わる場合。

届出期間：事業を開始される**7日前**までに。

設備点検結果報告書届出対象：消防用設備を設置した全
ての建物。

届出期間：飲食店や宿泊所は**年に1回**消防署へ提出。

お気軽にお問い合わせください！

〒907-0002 石垣市真栄里668

TEL:0980-82-4047

石垣市消防本部からのお知らせ



使用開始届出書・消防用設備点検について

詳しい説明はこちら

使用開始届出書が必要な事業形態は？

すべての事業形態が届出対象です。住宅以外の、飲食店や福祉施設のみならず、事務所なども該当となります。

消防用設備点検結果報告書が必要な事業形態は？

すべての事業形態が届出対象です。住宅以外で消火器など消防用設備が設置されている建物は該当となります。

様式はどこにあるの？

石垣市消防本部予防課のホームページからダウンロードすることができます。若しくは電子申請からの申請も可能となっています。



電子申請について

電子申請によって、直接窓口に行かなくても届出が行えます。下記のQRコードを読み込むか、「石垣市消防」電子申請で検索してください。



防火対象物使用開始



消防用設備点検結果報告書

